

岐阜県こどもの安心・安全対策支援事業補助金Q & A

子どもの安心・安全対策支援事業

Q1 既に安全装置を購入した場合、補助対象となるか。

A1 令和4年9月5日以降に安全装置を購入し、購入した安全装置がガイドラインに適合している場合は、対象となります。

Q2 通信料は補助対象となるか。

A2 今年度に限りアラーム時における緊急通報メールの通信料も対象となります。

Q3 設置するための工賃は補助対象となるか。

A3 安全装置を設置するための工賃は対象となります。ただし、既存の安全措置の撤去する費用は対象外となります。

Q4 リース車両に設置する場合、補助対象となるか。

A4 リース車両についても対象となります。  
対象となる経費は次のとおりです。

- 事業所が安全装置を購入する場合  
→購入費は対象
- リース会社が安全装置を購入する場合  
→リース料金が増額された場合は、R5年度分の増額分のみ対象

Q5 外部委託している車両に設置する場合、補助対象となるか。

A5 外部委託している車両についても対象となります。  
対象となる経費については、Q4 を参照ください。

Q 6 安全装置をリースする場合、補助対象となるか。

A6 R5年度分のリース料は、対象となります。ただし、令和6年3月31日までに支払いが終わらない部分については、対象外となります。

Q 7 安全装置を設置後、修理が必要となった場合、修理費用は補助対象となるか。

A7 安全装置を設置後、修理が必要となった場合の修理費用は対象となりません。

Q 8 車検など代車に設置する場合、補助対象となるか。

A8 運行台数を上限としているため、代車に安全措置を設置する場合は、対象となりません。

Q 9 推奨リストに記載のない装置を購入した場合、補助対象となるか。

A9 ガイドラインに適合していない(推奨リストに記載のない)装置は、対象となりません。

Q 10 送迎に使用しない車両も補助対象となるか。

A10 送迎に使用しない車両は対象となりません。

Q 11 車両を更新した場合、安全装置を取り外す費用は補助対象となるか。

A11 本事業により設置した安全装置を取り外す場合、対象となりません。また、更新した車両に設置する場合も当該車両台数分への補助は実施していることから、対象となりません。

Q 12 どのような車両が対象となるか。

A12 座席が3列以上ある車両が対象となります。ただし、児童が確実に3列目以降を使用できないよう措置をしている場合は、対象となりません。

## ICTを活用した子どもの見守り支援事業

Q13 送迎を行っていない場合、申請できるか。

A13 送迎を行っていない場合も申請することは可能です。

Q14 見守りシステムに登園管理システムが含まれる場合、どのように申請すればよいか。

A14 経費を明確に区分する必要があります。区分できない場合、いずれかの事業として申請することは可能です。ただし、補助限度額は、申請した事業の補助限度額となります。

Q15 システム導入のために既存のPCを更新する場合、補助対象となるか。

A15 システム導入に必要な場合は、対象となります。

Q16 システム導入に必要な無線LANを設置する場合、補助対象となるか。

A16 システム導入にあたり必要不可欠であれば設置に係る経費については、対象となります。

Q17 既存システムの改修費用は補助対象となるか。

A17 既に導入している見守りに係るシステムの改修については、対象となりません。  
既存システムになかった見守りシステムを付加する場合は、対象となります。

Q18 システムの保守管理、リース料、通信費は補助対象となるか。

A18 システムに係る保守管理、リース料、通信費は対象となりません。

Q19 システムの導入に伴って備品を購入する場合、対象となるか。

A19 システム導入に必要な備品であれば、対象となります。

## 登降園管理システム支援事業

Q20 送迎を行っていない場合、補助対象となるか。

A20 送迎を行っていない場合も申請することは可能です。

Q21 周辺機器（園児配布用 IC カード）も補助対象となるか。

A21 システム導入する際に必要な機器は、対象となります。

Q22 システム導入のために既存の PC を更新する場合、補助対象となるか。

A22 システム導入する際に必要な機器は、対象となります。

Q23 システム導入に必要な無線 LAN を設置する場合、補助対象となるか。

A23 システム導入にあたり必要不可欠であれば設置に係る経費については、対象となります。

Q24 システムの改修費用は補助対象となるか。

A24 既に導入している登降園管理システムの改修については、対象となりません。  
既存システムになかった登降園管理システムを付加する場合は、対象となります。

Q25 システムの保守管理、リース料、通信費は補助対象となるか。

A25 システムに係る保守管理、リース料、通信費は対象となりません。

Q26 システムの導入に伴って備品を購入する場合、対象となるか。

A26 システム導入に必要な備品であれば、対象となります。

## 交付申請関係

Q27 申請者は、事業所でよいか。

A27 申請者は、法人となります。

Q28 複数の事業を実施することも可能か。

A28 複数の事業を実施することも可能です。

Q29 法人の所在地が、県外である場合、対象となるか。

A29 岐阜県内に事業所があれば、対象となります。ただし、岐阜市に所在地のある事業所は対象となりません。

Q30 既に購入している場合、対象となるか。

A30 令和4年9月5日以降に購入、契約等行っている場合は、対象となります。その場合、発注日等のわかる書類を合わせて提出してください。

Q31 交付申請後、交付決定前までに事業を実施していいか。

A31 急を要する場合は実施いただいても構いませんが、交付決定を行うまでは、補助金の交付を確約することができません。審査の上、当補助金の趣旨に沿った補助対象事業、補助対象経費と確認でき、適正な経費と認められる場合は、順次交付決定となります。

Q32 1度申請したが、再度申請することは可能か。

A32 申請した事業以外を実施する場合や送迎車両を増やした場合等は、再度申請しても構いません。

Q33 募集期間内に、放課後等デイサービスの指定申請をしている場合、申請は可能か。

A33 放課後等デイサービスの指定以後の申請となります。

Q34 当初より補助対象経費が増えたが、変更等承認申請を行えば対象となるか。

A34 審査の上、適正な事業と認められれば、補助限度額の範囲内において、対象となります。

Q35 ポイントで支払いを行った場合、対象となるか。

A35 ポイント等を支払いに充当した場合、充当分については値引きと同等とみなし、補助対象外となります。一部をポイントで支払っている場合、その分を除いた額を補助対象経費としてください。

Q36 クレジットカードで支払いを行った場合、対象となるか。

A36 交付申請時点で購入済みの場合や、その他やむを得ずクレジットカードを使用する場合を除き、原則として、現金払いや振込等による支払をしてください。やむを得ずクレジットカードを利用する場合は、令和6年3月31日以前に引き落としが完了するよう、余裕をもって事業を実施いただくとともに、実績報告時には、クレジットカードの利用明細の写し(該当箇所以外黒塗り可)を併せて提出してください。

Q37 キャッシュレス決済で支払いを行った場合、対象となるか。

A37 キャッシュレス決済で支払いを行った場合は、対象となりません。

Q38 個人名義で購入した場合、対象となるか。

A38 個人名義で購入した場合は、対象となりません。

Q39 振込手数料は対象となるか。

A39 振込手数料は対象となりません。

また、代引き手数料、分割払いの際の金利等の支払い時に生じる金利や手数料は補助対象となりません。

**申請手続き関係**

Q40 郵送での申請は可能か。

A40 郵送での申請は可能です。(当日消印有効)

Q41 申請書類はどこで入手できるか。

A41 岐阜県ホームページに掲載していますので、ダウンロードください。

トップページ > 分類できがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 障がい者 > 法令・計画等 > 法令・計画等(障がい者) > 岐阜県こどもの安心・安心対策事業費補助金

URL:<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/290794.html>